

北九州市水道局管理規程第44号

北九州市水道局の組織及び事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月31日

北九州市水道局長 吉田一彦

北九州市水道局の組織及び事務分掌規程の一部を改正する規程

北九州市水道局の組織及び事務分掌規程（平成11年北九州市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程

第1条中「北九州市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例」を「北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に、「第4条」を「第5条」に、「水道局」を「上下水道局」に改め、同条総務経営部経営企画課の項中「経営企画係」を「経営企画係
下水道経営係」

「調定第一係」「東部お客さま係
務経営部営業課の項中 調定第二係 を 西部お客さま係 に改め、同条総
収納係」 下水道お客さま係」

務経営部の項の次に次のように加える。

海外事業部

海外事業課

海外事業係

第1条に次のように加える。

下水道部

下水道計画課

管理係

企画調整係

下水道計画係

排水設備係

下水道整備課

整備第一係

整備第二係

保全係

東部下水道第一係

東部下水道第二係

西部下水道第一係
西部下水道第二係
下水道施設部
施設課
管理係
維持係
計画係
建設係
水質管理課
指導係
検査係
東部浄化センター
浄化係
保全係
西部浄化センター
浄化係
保全係

第2条総務経営部経営企画課経営企画係の項第2号中「こと」の次に「（水道事業及び工業用水道事業に係るものに限る。次号及び第5号から第10号までにおいて同じ。）」を加え、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号及び第13号を削り、同条総務経営部経営企画課経営企画係の項の次に次のように加える。

下水道経営係

- (1) 予算の編成及び執行管理に関すること（下水道事業に係るものに限る。次号から第8号までにおいて同じ。）。
- (2) 企業債に関すること。
- (3) 決算に関すること。
- (4) 資金計画及び資金運用に関すること。
- (5) 現金、有価証券及び担保物件の出納及び保管に関すること。
- (6) 収入及び支出の審査に関すること。
- (7) 入札参加資格の審査及び登録に関すること。
- (8) 工事、製造等の請負契約（簡易な工事に係るものを除く。）に関すること。

第2条総務経営部経営企画課経理係の項第1号中「こと」の次に「（水道事業及び工業用水道事業に係るものに限る。次号から第8号までにおいて同じ。）

)」を加え、同条総務経営部経営企画課資産活用係の項第1号中「こと」の次に「(水道事業及び工業用水道事業に係るものに限る。次号から第11号までにおいて同じ。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(11) 財産台帳に関すること。

第2条総務経営部営業課調定第一係の項中「調定第一係」を「東部お客さま係」に改め、同項第4号を次のように改める。

調定第二係 調定第二係 西部お客さま

(4) 給水契約に関すること。

第2条総務経営部営業課調定第一係の項に次の2項を加える。

調定第二係

(5) 水道料金等の未納金の整理に関すること。

(6) 水道料金等の納入通知及び収納に関すること。

第2条総務経営部営業課収納係の項を次のように改める。

下水道お客さま係

(1) 下水道使用料に関すること。

(2) 下水道事業受益者負担金に関すること。

第2条総務経営部の項の次に次のように加える。

海外事業部

海外事業課

海外事業係

(1) 部、課の庶務に関すること。

(2) 国際協力の推進に関すること。

(3) 海外事業の推進に関すること。

第2条給水部計画課管理係の項第3号中「工事」を「水道工事」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号中「工事資材」を「水道事業及び工業用水道事業に係る工事資材」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同条給水部計画課計画係の項第2号中「水道施設」の次に「及び工業用水道施設」を加え、同項第6号中「土木技術研修」を「水道事業に係る土木技術研修」に改め、同条給水部設計課技術係の項第1号中「設計単価」を「水道事業及び工業用水道事業に係る設計単価」に改め、同項第2号中「設計基準」を「部の所管に属する設計基準」に改め、同項第3号中「施工管理基準」を「部の所管に属する施工管理基準」に改め、同項第4号中「新技術」を「部の所管に属する新技術」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 部の所管に属する土木技術研修の実施に関すること。

第2条給水部設計課設計第一係の項第1号中「補助金申請」を「水道事業及
設計第二係

び工業用水道事業に係る補助金申請」に改め、同項第4号中「支障物件移設工
事」を「部の所管に属する支障物件移設工事」に改め、同条給水部配水管理課
配水管理係の項第7号中「配管図」を「水道事業及び工業用水道事業に係る配
管図」に改め、同条給水部東部工事事務所管理係の項中第5号を削り、第6号
西部工事事務所

を第5号とし、第7号を第6号とし、同条給水部東部工事事務所給水係の項第
西部工事事務所

4号中「工事センター」を「水道工事センター」に改め、同条給水部東部工事
西部工事

事務所工務係の項第2号中「以下の」の次に「部の所管に属する」を加え、同
事務所

項第3号中「こと」の次に「(工業用水道施設に係るものについては、西部工
事事務所に限る。第5号及び第6号において同じ。)」を加え、同項第4号中
「設計」を「設計等」に改め、同項第6号中「(工業用水道施設に係るもの
については、西部工事事務所に限る。)」を削り、同項第7号中「漏水防止の調
査」を「私道配水管整備事業の受付及び審査」に改め、同条浄水部浄水課施設
係の項第3号中「電気工作物」を「水道事業及び工業用水道事業に係る電気工
作物」に改め、同項第4号中「排水処理」を「水道事業及び工業用水道事業に
係る排水処理」に改め、同条浄水部浄水課設計係の項第4号中「水量等」を「
水道事業及び工業用水道事業に係る水量等」に改め、同条浄水部水質試験所水
質検査係の項第2号中「水質試験」を「水道事業及び工業用水道事業に係る水
質試験」に改め、同項第3号中「水質」を「水道事業及び工業用水道事業に係
る水質」に改め、同条浄水部水質試験所品質保証係の項第1号中「水質検査に
係る」を「水道事業及び工業用水道事業に係る水質検査の」に改め、同条に次
のように加える。

下水道部

下水道計画課

管理係

- (1) 部、課及び下水道整備課の庶務に関すること。
- (2) 部の所管に属する簡易な工事の契約及びしゅん工認定に関する
こと。
- (3) 固定資産の管理の統括に関すること(下水道事業に係るもの

- に限る。次号から第15号までにおいて同じ。)
- (4) 建設仮勘定の管理の統括に関する事。
 - (5) 財産の登記に関する事。
 - (6) 土地、工作物その他物件の取得、移転及びこれらに伴う補償並びに処分に関する事。
 - (7) 固定資産の損害保険に関する事。
 - (8) 車両の管理及び運行に関する事。
 - (9) 交通事故の損害賠償に関する事。
 - (10) 土地及び建物の賃借及び使用許可に関する事。
 - (11) 駐車場事業に関する事。
 - (12) 普通財産の維持管理に関する事。
 - (13) 土地の調査及び境界確認に関する事。
 - (14) 財産台帳に関する事。
 - (15) 日本下水道事業団及び日本下水道協会との連絡に関する事。

企画調整係

- (1) 事業経営の企画、調査及び研究に関する事（下水道事業に係るものに限る。次号から第11号までにおいて同じ。）。
- (2) 事業経営に係る重要事項の総合調整に関する事。
- (3) 長期計画及び総合治水計画に関する事。
- (4) 財政計画に関する事。
- (5) 事業の統計に関する事。
- (6) 料金制度の総括に関する事。
- (7) 事務事業の考査に関する事。
- (8) 建設事業の予算及び決算に関する事。
- (9) 事業の調整に関する事。
- (10) 予算の調整及び国庫補助要望の総括に関する事。
- (11) 新技術の開発、調査及び研究に関する事。

下水道計画係

- (1) 調査及び計画に関する事（下水道事業に係るものに限る。次号において同じ。）。
- (2) 事業決定及び認可申請に関する事。
- (3) 河川事業との連携及び調整に関する事。
- (4) 開発行為等（1ヘクタール以上のものに限る。次号において同じ。）の許可に係る下水道の設置及び管理の指導及び検査に関する事。

ること。

- (5) 開発行為等の許可に係る防災調整池等の設置及び管理の指導に関すること。

排水設備係

- (1) 水洗便所の普及及び指導に関すること。
- (2) 水洗便所改造助成金及び水洗便所改造貸付金に関すること。
- (3) 排水設備指定工事店及び責任技術者の認定、登録及び指導監督に関すること。
- (4) 排水設備の設置に係る設計基準等の策定及び総括に関すること。
- (5) 排水設備の新設及び改築の審査確認並びに検査に関すること。
- (6) 排水設備の新設に伴う汚水ますの設置に関すること。
- (7) 排水設備等の調査に関すること。

下水道整備課

整備第一係

整備第二係

- (1) 下水道管渠きよの新設、移設及び改築工事の調査及び設計に関すること。
- (2) 下水道管渠の新設、移設及び改築工事に係る指導及び調整に関すること。
- (3) 浄化センター、ポンプ場等の土木工事に係る調査、設計、指導及び調整に関すること。

保全係

- (1) 下水道管渠等の維持管理及び移設の総括に関すること。
- (2) 下水道台帳の作成及び保全に関すること。
- (3) 下水道の供用開始等の告示に関すること。
- (4) 下水道の長寿命化及び耐震化の調査、計画に関すること。
- (5) 下水道事業に係る設計基準及び設計審査に関すること。
- (6) 私道への下水道の設置基準に関すること。

東部下水道第一係

東部下水道第二係

西部下水道第一係

西部下水道第二係

- (1) 下水道管渠、浄化センター及びポンプ場等の新設、移設及び

改築工事（下水道施設部及び他係の所管に属するものを除く。）に関すること。

（２） 下水道の災害復旧事業の認可申請、調査及び設計並びに工事（下水道施設部の所管に属するものを除く。）に関すること。

（３） 下水道事業に係る工事（整備担当課長の所管に属するものに限る。）の契約及びしゅん工認定に関すること。

（４） 下水道の占有、使用その他の管理に関すること。

（５） 下水道の境界の明示に関すること。

（６） 下水道管渠（低地ポンプを含む。）の維持管理及び補修工事に関すること。

（７） 私道及び里道に係る下水道の整備に関すること。

下水道施設部

施設課

管理係

（１） 部、課の庶務に関すること。

（２） 部の所管に属する簡易な工事の契約及びしゅん工認定に関すること。

維持係

（１） 浄化センター及びポンプ場等の維持管理の総括に関すること。

（２） 浄化センター及びポンプ場等の運転に伴う環境調査に関すること。

（３） 汚泥及び処理水等の再生利用等の計画及び調整に関すること。

（４） 浄化センター及びポンプ場等の運転等の委託並びに業者の指導及び監督の総括に関すること。

（５） 浄化センターの水処理の総括に関すること。

計画係

（１） 浄化センター及びポンプ場等の改築更新及び改良の調査、計画及び調整に関すること。

（２） 浄化センター及びポンプ場等の改築更新に係る補助申請に関すること。

建設係

（１） 浄化センター及びポンプ場等の設備工事に係る設計、施工及び監督に関すること。

- (2) 工事管理基準の策定に関すること。

水質管理課

指導係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 処理区域内の工場等からの排出水の調査、指導等に関すること。
- (3) 除害施設の設置等の検査及び指導監督に関すること。

検査係

- (1) 浄化センター及びポンプ場等の水質管理に関すること。
- (2) 下水処理の調査及び研究に関すること。

東部浄化センター

西部浄化センター

浄化係

- (1) 所の庶務に関すること。
- (2) 下水及びし尿の終末処理に関すること。
- (3) 浄化センター及び系統ポンプ場等の維持管理に関すること。

保全係

- (1) 浄化センター及び系統ポンプ場等の修繕工事に関すること。
- (2) 浄化センター及び系統ポンプ場等の改築更新に関すること（施設課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 浄化センター及び系統ポンプ場等の改築更新工事に係る監督の一部に関すること。

第3条第1項中「所に」を「所及びセンターに」に改め、同条第2項中「という。）」の次に「及び東部（門司区、小倉北区及び小倉南区の区域をいう。次項において同じ。）又は西部（若松区、八幡東区、八幡西区及び戸畑区の区域をいう。次項において同じ。）における下水道整備に係る事務を担当する担当部長（以下それぞれ「下水道東部整備担当部長」又は「下水道西部整備担当部長」という。）」を加え、同条第3項中「給与担当課長」という。）」の次に「、下水道事業経営に係る事務を担当する担当課長（以下「下水道経営担当課長」という。）」を、「工務担当課長」という。）」の次に「を、下水道部に東部又は西部における下水道事業に係る契約事務を担当する担当課長（以下それぞれ「東部庶務担当課長」又は「西部庶務担当課長」という。）、東部若しくは西部又は各区の区域における下水道事業に係る整備事務を担当する担当課長（以下それぞれ「東部整備担当課長」若しくは「西部整備担当課長」又は「門司整備担当課長」、「小倉北整備担当課長」、「小倉南整備担当課長」、

「若松整備担当課長」、「八幡東整備担当課長」、「八幡西整備担当課長」若しくは「戸畑整備担当課長」という。)」を加え、同条第4項中「工事契約担当部長」の次に「、下水道東部整備担当部長及び下水道西部整備担当部長」を加え、「収益戦略担当課長、工事契約担当課長及び工務担当課長」を「下水道経営担当課長、収益戦略担当課長、工事契約担当課長、工務担当課長、東部庶務担当課長、西部庶務担当課長、東部整備担当課長、西部整備担当課長、門司整備担当課長、小倉北整備担当課長、小倉南整備担当課長、若松整備担当課長、八幡東整備担当課長、八幡西整備担当課長及び戸畑整備担当課長」に改める。

第4条第1項中「、契約室長」を「契約室長を、下水道東部整備担当部長には建設局東部整備事務所長を、下水道西部整備担当部長には建設局西部整備事務所長を」に改め、同条第2項中「契約室契約課長を」の次に「、東部庶務担当課長には建設局東部整備事務所庶務課長を、西部庶務担当課長には建設局西部整備事務所庶務課長を、東部整備担当課長には建設局東部整備事務所工務第二課長を、西部整備担当課長には建設局西部整備事務所工務第二課長を、門司整備担当課長には門司区役所まちづくり整備課長を、小倉北整備担当課長には小倉北区役所まちづくり整備課長を、小倉南整備担当課長には小倉南区役所まちづくり整備課長を、若松整備担当課長には若松区役所まちづくり整備課長を、八幡東整備担当課長には八幡東区役所まちづくり整備課長を、八幡西整備担当課長には八幡西区役所まちづくり整備課長を、戸畑整備担当課長には戸畑区役所まちづくり整備課長を」を加え、同条に次の1項を加える。

3 建設局整備事務所庶務課及び区役所まちづくり整備課の職員は、上下水道局職員に併任されたものとみなし、下水道部下水道整備課の職員の職を兼ねるものとする。

第6条第1項中「工事契約担当部長」の次に「、下水道東部整備担当部長及び下水道西部整備担当部長」を加え、同条第2項中「収益戦略担当課長、工事契約担当課長、工務担当課長」を「下水道経営担当課長、収益戦略担当課長、工事契約担当課長、工務担当課長、東部庶務担当課長、西部庶務担当課長、東部整備担当課長、西部整備担当課長、門司整備担当課長、小倉北整備担当課長、小倉南整備担当課長、若松整備担当課長、八幡東整備担当課長、八幡西整備担当課長、戸畑整備担当課長」に改める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第45号

北九州市水道局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月31日

北九州市水道局長 吉田 一彦

北九州市水道局事務専決規程の一部を改正する規程

北九州市水道局事務専決規程（昭和43年北九州市水道局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局事務専決規程

第1条中「工事に係る契約事務を担当する担当部長（以下「工事契約担当部長」という。）」を「北九州市上下水道局の組織及び事務分掌規程（平成11年北九州市水道局管理規程第6号）第3条第2項に規定する工事契約担当部長、下水道東部整備担当部長及び下水道西部整備担当部長」に、「給与事務等を担当する担当課長（以下「給与担当課長」という。）、事業収益の向上を図る事務を担当する担当課長（以下「収益戦略担当課長」という。）、工事に係る契約事務を担当する担当課長（以下「工事契約担当課長」という。）、工事事務所で工事事務を担当する担当課長（以下「工務担当課長」という。）及び」を「同条第3項に規定する給与担当課長、下水道経営担当課長、収益戦略担当課長、工事契約担当課長、工務担当課長、東部庶務担当課長、西部庶務担当課長、東部整備担当課長、西部整備担当課長、門司整備担当課長、小倉北整備担当課長、小倉南整備担当課長、若松整備担当課長、八幡東整備担当課長、八幡西整備担当課長及び戸畑整備担当課長並びに」に改める。

第2条第1項第1号中「及び別表第2」を「から別表第3まで」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

（4）下水道法（昭和33年法律第79号）第19条の規定による工事負担金に関すること。

第2条第3項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、下水道東部整備担当部長、下水道西部整備担当部長、工事契約担当課長、工事事務所長、東部庶務担当課長、西部庶務担当課長、東部整備担当課長、西部整備担当課長、門司整備担当課長、小倉北整備担当課長、小倉南整備担当課長、若松整備担当課長、八幡東整備担当課長、八幡西整備担当課長及び戸畑整備担当課長の専決事項とされたものを除く。

第2条第3項第1号中「こと」の次に「（水道事業会計又は工業用水道事業会計に属するものに限る。次号から第4号までにおいて同じ。）」を加え、同項に次の3号を加える。

(5) 1件500万円を超える工事に係る設計等委託の契約に関すること
(下水道事業会計に属するものに限る。次号及び第7号において同じ。)

(6) 1件5億円以下の工事の契約(修繕料、工事請負費及び路面復旧費に属するものに限る。次号、第6項第2号並びに次条第5項第7号及び第8号、第14項第2号並びに第16項第10号において同じ。)並びに工事資材の購入の契約(原材料費に属するものに限る。第6項第2号並びに次条第5項第7号及び第14項第2号において同じ。)及び検収に関すること。

(7) 工事の契約の変更に関すること。

第2条に次の3項を加える。

4 第1項に定めるもののほか、施設部長は、下水道法第18条の規定による損傷負担金(処理場及びポンプ場に係るものに限る。)に関することを専決する。

5 第1項に定めるもののほか、下水道部長は、次に定めるものを専決する。

(1) 下水道法第17条の規定による協議に関すること。

(2) 下水道法第18条の規定による損傷負担金(処理場及びポンプ場に係るものを除く。)に関すること。

(3) 下水道法第24条第1項及び第2項の規定による許可に関すること

(4) 排水設備指定工事店の指定、停止及び取消しに関すること。

(5) 責任技術者の登録及び取消しに関すること。

6 第1項に定めるもののほか、下水道東部整備担当部長及び下水道西部整備担当部長は、次に定めるものを専決する。

(1) 1件1,000万円以下の工事に係る設計等委託の契約に関すること。

(2) 1件2,000万円以下の工事の契約並びに工事資材の購入の契約及び検収に関すること。

(3) 局長の専決事項に係る工事の起工決定の軽微な変更(請負金額の増減が500万円以内の変更及び工期の変更をいう。)に関すること。

(4) 1件1,500万円を超える工事の施行に伴う、又はこれに付随する測量、地質調査等の委託の検査に関すること。

第3条第1項各号列記以外の部分中「給与担当課長」の次に「、下水道経営担当課長」を加え、「及び工務担当課長」を「、工務担当課長、東部庶務担当課長、西部庶務担当課長、門司整備担当課長、小倉北整備担当課長、小倉南整

備担当課長、若松整備担当課長、八幡東整備担当課長、八幡西整備担当課長及び戸畑整備担当課長」に改め、同項第1号中「及び別表第2」を「から別表第3まで」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「給水装置工事の承認及び検査に關すること」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第9項とする。

- (1) 給水装置工事の承認及び検査に關すること。
- (2) 1, 200万円以下の工事の契約に關すること（修繕料（工事に係るものに限る。）、工事請負費及び委託料（工事を委託する場合に限る。）に属するものに限る。）。

第3条第7項を同条第8項とし、同条第6項に次の4号を加え、同項を同条第7項とする。

- (4) 下水道法第32条第1項の規定による他人の土地の立入り（下水道使用料に關するものに限る。）に關すること。
- (5) 北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第11条第1項の規定による承認及び同条第2項の規定による認定に關すること。
- (6) 北九州市下水道条例第16条の規定による認定に關すること。
- (7) 受益者負担金前納報奨金に係る繰替払の振替整理に關すること。

第3条第5項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、下水道東部整備担当部長、下水道西部整備担当部長、工事事務所長、東部庶務担当課長、西部庶務担当課長、門司整備担当課長、小倉北整備担当課長、小倉南整備担当課長、若松整備担当課長、八幡東整備担当課長、八幡西整備担当課長及び戸畑整備担当課長の専決事項とされたものを除く。

第3条第5項第1号中「（工事事務所長の専決事項に係るものを除く。）」を「（水道事業会計又は工業用水道事業会計に属するものに限る。次号から第5号までにおいて同じ。）」に改め、同項第3号中「限り、工事事務所長の専決事項に係るものを除く」を「限る」に改め、同項に次の3号を加え、同項を同条第6項とする。

- (6) 1件500万円以下の工事に係る設計等委託の契約に關すること（下水道事業会計に属するものに限る。次号及び第8号において同じ。）。
- (7) 1件2, 000万円以下の工事の契約並びに工事資材の購入の契約及び検収に關すること。
- (8) 部長の専決事項に係る工事に係る設計等委託の契約（部長の専決事項に係る委託料の執行に係るものに限る。）及び工事の契約（部長の専決事項に係る起工決定に係るものに限る。）の軽微な変更（委託料又は請負金額の増減が400万円以内の変更及び委託期間又は工期の変更をいう。

）に関すること。

第3条第4項第9号中「北九州市水道局工事施行規程」を「北九州市上下水道局工事施行規程」に改め、同項第25号中「不動産」を「水道事業及び工業用水道事業に係る不動産」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 下水道経営担当課長は、次に掲げるものを専決する。

- (1) 別表第3に定める課長の専決区分に属する事項に関すること。
- (2) 第1項第2号から第4号までに掲げる事項に関すること。

第3条に次の6項を加える。

1 1 第1項に定めるもののほか、下水道計画課長は、次に掲げるものを専決する。

- (1) 下水道法第13条第1項の規定による立入検査（排水設備及び除害施設に係るものに限る。）に関すること。
- (2) 下水道法第32条第1項の規定による下水道計画の調査等に係る他人の土地の立入り及び一時使用に関すること。
- (3) 北九州市下水道条例第23条第2項の規定による検査（1ヘクタール以上のものに限る。）に関すること。
- (4) 北九州市上下水道局水洗便所改造助成金貸付金交付等要綱（平成24年北九州市水道局告示第3号）の規定による貸付金の執行に関すること。
- (5) 北九州市下水道条例第6条の規定による確認に関すること。
- (6) 北九州市下水道条例第7条の規定による検査及び検査済証の交付に関すること。
- (7) 北九州市下水道条例第25条第1項の規定による許可に関すること。
- (8) 北九州市下水道条例第26条第2項の規定による指示に関すること。
- (9) 北九州市下水道条例第29条第1項の規定による許可に関すること。

1 2 第1項に定めるもののほか、下水道整備課長は、次に掲げるものを専決する。

- (1) 下水道法第32条第1項の規定による下水道の工事に係る他人の土地の立入り及び一時使用に関すること。
- (2) 下水道法第32条第1項の規定による下水道の維持等に係る他人の土地の立入り及び一時使用に関すること。

- (3) 下水道法第41条の規定による協議に関すること。
- 13 第1項に定めるもののほか、水質管理課長は、次に掲げるものを専決する。
- (1) 下水道法第12条の6第2項の規定による期間の短縮に関すること。
 - (2) 下水道法第39条の2の規定による報告の徴収に関すること。
 - (3) 北九州市下水道条例第9条の4の規定による除害施設の確認、指示等に関すること。
 - (4) 北九州市下水道条例第16条の2第2項の規定による認定に関すること。
 - (5) 北九州市下水道条例第19条の規定による検査等に関すること。
- 14 東部庶務担当課長及び西部庶務担当課長は、次に掲げるものを専決する。
- (1) 1件500万円以下の工事に係る設計等委託の契約に関すること。
 - (2) 1件1,000万円以下の工事の契約並びに工事資材の購入の契約及び検収に関すること。
- 15 第1項に定めるもののほか、東部整備担当課長及び西部整備担当課長は、次に掲げるものを専決する。
- (1) 下水道法第14条第1項の規定による下水道の工事等に係る使用制限に関すること。
 - (2) 下水道法第32条第1項の規定による下水道の工事（新設、改築及び移設工事に関するものに限る。）等に係る他人の土地の立入り又は一時使用に関すること。
- 16 門司整備担当課長、小倉北整備担当課長、小倉南整備担当課長、若松整備担当課長、八幡東整備担当課長、八幡西整備担当課長及び戸畑整備担当課長は、次に掲げるものを専決する。
- (1) 下水道法第13条第1項の規定による立入検査（排水設備及び除害施設に係るものを除く。）に関すること。
 - (2) 下水道法第14条第1項の規定による下水道の維持に係る使用制限に関すること。
 - (3) 下水道法第32条第1項の規定による下水道の維持（下水道管渠（きよ低地ポンプを含む。）の維持に関するものに限る。）等に係る他人の土地の立入り（下水道使用料に関するものを除く。）又は一時使用に関すること。
 - (4) 北九州市下水道条例第22条の規定による指示に関すること。

- (5) 北九州市下水道条例第23条第2項の規定による検査（1ヘクタール未満のものに限る。）に関する事。
- (6) 工事の監督に関する事。
- (7) 1件1,500万円以下の工事の施行に伴う、又はこれに付随する測量、地質調査、設計（1件500万円を超える工事に係るものを除く。）等の委託の検査に関する事。
- (8) 設計図書を伴わない工事の検査に関する事。
- (9) 1件100万円以下の工事に係る設計等委託の契約に関する事。
- (10) 1件200万円以下の工事の契約及び当該工事の契約の変更（変更後の請負金額が250万円以下のものに限る。）に関する事。

第4条中「所」の次に「、センター」を加える。

別表第2中「財務関係事務」の次に「（水道事業及び工業用水道事業に係るものに限る。）」を加え、同表第13号中

契約	〔総務経営部長〕 8,000 ～	〔工事事務所長〕 1,200 ～	1 工事に係る設計等委託を除く。 2 工事の委託及び工事に係る修繕料に属するものを含む。
軽微な変更	局長の決裁に係る工事の起工決定の軽微な変更（請負金額の増減が500万円以内の変更及び工期の変更をいう。）	部長の専決事項に係る工事の起工決定の軽微な変更（請負金額の増減が200万円以内の変更及び工期の変更をいう。）	1 工事に係る設計等委託を除く。 2 工事の委託及び工事に係る修繕料に属するものを含む。

を

軽微な変更	局長の決裁に係る工事の起工決定の軽微な変更（請負金額の増減が500万円	部長の専決事項に係る工事の起工決定の軽微な変更（請負金額の増減が200	修繕料（工事に係るものに限る。）、工事請負費及び委託料（工事を委託する場合に限る。）に属するものを含む。
-------	-------------------------------------	-------------------------------------	--

に

以内の変更及び 工期の変更をい う。)	万円以内の変更 及び工期の変更 をいう。)
---------------------------	-----------------------------

改め、同表第28号中「下水道使用料」の次に「(水道料金と併せて徴収するものに限る。)」を加え、同表の注書第4項中「下水道使用料及び」を削り、「北九州市水道局長事務委任規則」を「北九州市上下水道局長事務委任規則」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第3(第2条、第3条関係)

財務関係事務(下水道事業に係るものに限る。)

専決区分 専決事項	部長	課長	備考
(1) 賃金、報酬等の執行		全額	法定福利費、厚生福利費を含む。
(2) 報償費の執行	50～	20～	受益者負担金に係る前納報償金については、全額課長専決事項とする。
(3) 旅費の執行		全額	
(4) 物品の購入又は修繕に係る決定	1,000～	500～	支出科目にかかわらず、物品に関するもの全部。ただし、修繕に係る決定のうち工事に係るものを除く。
(5) 物品の購入又は修繕に係る決定	1,000～	500～(1 支出科目に

は修繕に係る契約	～	別に定めるものに係る場合は、全額とする。)	かかわらず、物品に関するもの全部。ただし、修繕に係る契約のうち工事に係るものを除く。 2 別に定めるものとは、次に掲げるものをいう。 (1) 単価基本契約締結済みのもの (2) 価格協定基本契約締結済みのもの
(6) 物品の購入又は修繕に係る検収		全額	支出科目にかかわらず、物品に関するもの全部。ただし、修繕に係る検収のうち工事に係るものを除く。
(7) 食料諸費の執行	50～	10～	
(8) 燃料費、動力費の執行	500～	200～	
(9) 光熱水費の執		全額	

行					
(10) 保険料の執行			200～	50～	
(11) 通信運搬費の執行			200～	50～	郵便料及び電信電話料については、全額課長専決事項とする。
(12) 手数料の執行			200～	50～	金融機関収納手数料及び価格協定基本契約締結済みのものについては、全額課長専決事項とする。
(13)	工事の委託料の執行	起工決定	8,000～	1,200～	
		契約	12,000～	1,700～	
	工事に係る設計等委託	起工決定	1,500～	500～	
		軽微な変更	局長の決裁に係る起工決定の軽微な変更（委託料の増減が500万円以内の変更及び委託	部長の専決事項に係る起工決定の軽微な変更（委託料の増減が200万円以内の変更及び	

		期間の変更をいう。)	委託期間の変更をいう。)	
	検査	～1,500	1,500～	
	起工決定、契約及び検査		全額	簡易な工事に限る。
	その他の委託	700～	200～	
(14)	賃借料の執行	200～	50～	基本契約等により金額の定めのあるものは、全額課長専決事項とする。
(15)	起工決定	8,000～	1,200～	工事に係る修繕を含む。
	軽微な変更	局長の決裁に係る起工決定の軽微な変更(請負金額の増減が500万円以内の変更及び工期の変更をいう。)	部長の専決事項に係る起工決定の軽微な変更(請負金額の増減が200万円以内の変更及び工期の変更をいう。)	

	起工決定、契約及び検査		全額	簡易な工事に限る。	
(16) 原材料費の執行	工事資材	購入決定	8,000～	1,200～	
	その他	購入決定	500～	200～	
(17)	用地購入費の執行		2,000～	500～	
(18) 施設利用権等の取得費の執行	地上権及び地役権に係るもの		2,000～	500～	
	その他		2,000～	500～	
(19)	公有財産購入費の執行		2,000～	500～	
(20)	負担金及び補助金の執行		200～	20～	
(21)	貸付金の執行		200～		
(22)	補償費の執行		2,000～	500～	賠償金を除く。
(23)	その他投資の執行		200～		その他投資とは、投資のうち貸

			付金を除くものをいう。
(24) 企業債等の元利償還金及び取扱諸費の執行		〔下水道経営担当課長〕 全額	
(25) 減価償却費、資産減耗費及び繰延勘定償却の執行		全額	
(26) その他諸経費の執行	200～	20～	公租公課については、全額課長専決事項とする。
(27) 経費の支出命令		全額	
(28) 調定及び納入の通知		全額	
(29) 収入及び支出の審査に関すること		〔下水道経営担当課長〕 全額	
(30) 下水道使用料、占用料、受益者負担金その他の収入（以下「下水道使用料等」という。）の減免（受益者負担金に係る延滞金の減免を除く。）		全額	定標準によるものに限る。

(31) 受益者負担金に係る延滞金の減免	〔総務経営部長〕 2	〔営業課長〕 2	
(32) 下水道使用料等の繰上徴収、徴収の囑託、徴収の受託及び過誤納整理		全額	
(33) 下水道使用料等の納期限の延長	全額		
(34) 差押え及び交付要求並びにこれらの解除	～100	100～	
(35) 下水道使用料等の徴収猶予及び換価猶予	～100	100～	
(36) 滞納処分の停止	20～		
(37) 下水道使用料等の不能欠損処分	全額		滞納処分の停止をしているものに限る。
(38) 収入支出科目等の更正		〔下水道経営担当課長〕 全額	
(39) 不動産その他の処分	500～		
(40) 使用不能物		全額	

品の売却の決定及び 廃棄			
(41) 受託	8,000 ～	1,200 ～	他局からの受託 に限る。
(42) 預り金の受 入れ及び払出し		全額	
(43) 予算の配当 に関する事 こと	〔総務経営 部長〕 全 額		配当の変更につ いては、下水道 経営担当課長専 決事項とする。
(44) 予算の流用 に関する事 こと	〔総務経営 部長〕 2 , 000～	〔下水道経 営担当課長 〕 200 ～	

注

- 1 広報費、研修費、会議費、認可費及び負担金徴収経費の執行に係る専決については、当該経費の執行内容に応じ、この表を適用する。
- 2 〔 〕内は、専決区分を示す。
- 3 数字は1件（1決裁に係るもの）の金額を示し、単位は万円とする。
- 4 「1,000～」は1,000万円以下のものを、「～1,000」は1,000万円を超えるものを示す。
- 5 経営企画課においては、この表に定める課長の専決区分に属する事項は、下水道経営担当課長が専決する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。